

ガス小売供給約款（塩釜ガス） 新旧対照表【反社会勢力の排除】

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）
<p>(略)</p> <p>4 5. お客さまに関する情報の取り扱い</p> <p>(1) 当社は、当社（導管部門）に 40（2）の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。</p> <p>(2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を当社（導管部門）から提供を受けます。</p>	<p>(略)</p> <p>4 5. お客さまに関する情報の取り扱い</p> <p>(1) 当社は、当社（導管部門）に 40（2）の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。</p> <p>(2) 消費段階における事故が発生した場合、当社は事故現場で把握したお客さまの情報を当社（導管部門）から提供を受けます。</p> <p>4 6. 反社会勢力の排除</p> <p>(1) お客さま及び当社は、ガス需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合はガス需給契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること <p>(2) お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

<p>(略)</p> <p>付則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、平成29年4月1日から実施します。</p>	<p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) お客さま及び当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないでただちにこの基本約款等による契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>付則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、平成30年4月20日から実施します。</p>
---	---